

地域計画

策定年月日	令和7年3月26日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	大和高田市 292028
地域名 (地域内農業集落名)	大谷地区 (大谷・北角)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	8.94 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	8.94 ha
② 田の面積	8.85 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.09 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

平坦な地域に位置しており、水稻栽培を中心としている。地域に認定農業者や専業農家はいるが、兼業農業者の高齢化は進んでいる。今後も継続的に営農していけるよう地元の協力体制を維持していかなければならない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も水稻栽培を中心に、認定農業者や担い手が耕作しやすいよう地元も協力して農業を継続していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進め効率的に営農できるように取り組む。

30

現状の集積率	17	%	将来の目標とする集積率	34	%
--------	----	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

現在の担い手に集約しながら新たな担い手を受け入れ、作業効率の良いう集団化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
中心経営体の意向や所有者の意向を把握し、話し合い集約を進め、効率化をめざす。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構を活用し、今後耕作できない農地が発生した時には、周辺地域からの農業者を受け入れていく。
(3)基盤整備事業への取組
効率的な土地利用のためには、基盤整備を行うべきではあるが、今後の営農計画等を見据え所有者との話し合いにより進めていかなければならない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農する者がいる場合、地域ぐるみで協力し育成する。また周辺地域からの農業者の参入には継続して営農していくよう地域が協力する体制づくりに取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業委託については、担い手の高齢化、農機具の老朽化等により、今後の活用を考える。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	0.5 ha	0.9 ha	水稻	0.5 ha	1 ha	緑	
到達	B	水稻 野菜	0.2 ha	ha	水稻 野菜	0.2 ha	ha	橙	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	2経営体		0.7 ha	0.9 ha		0.7 ha	1 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

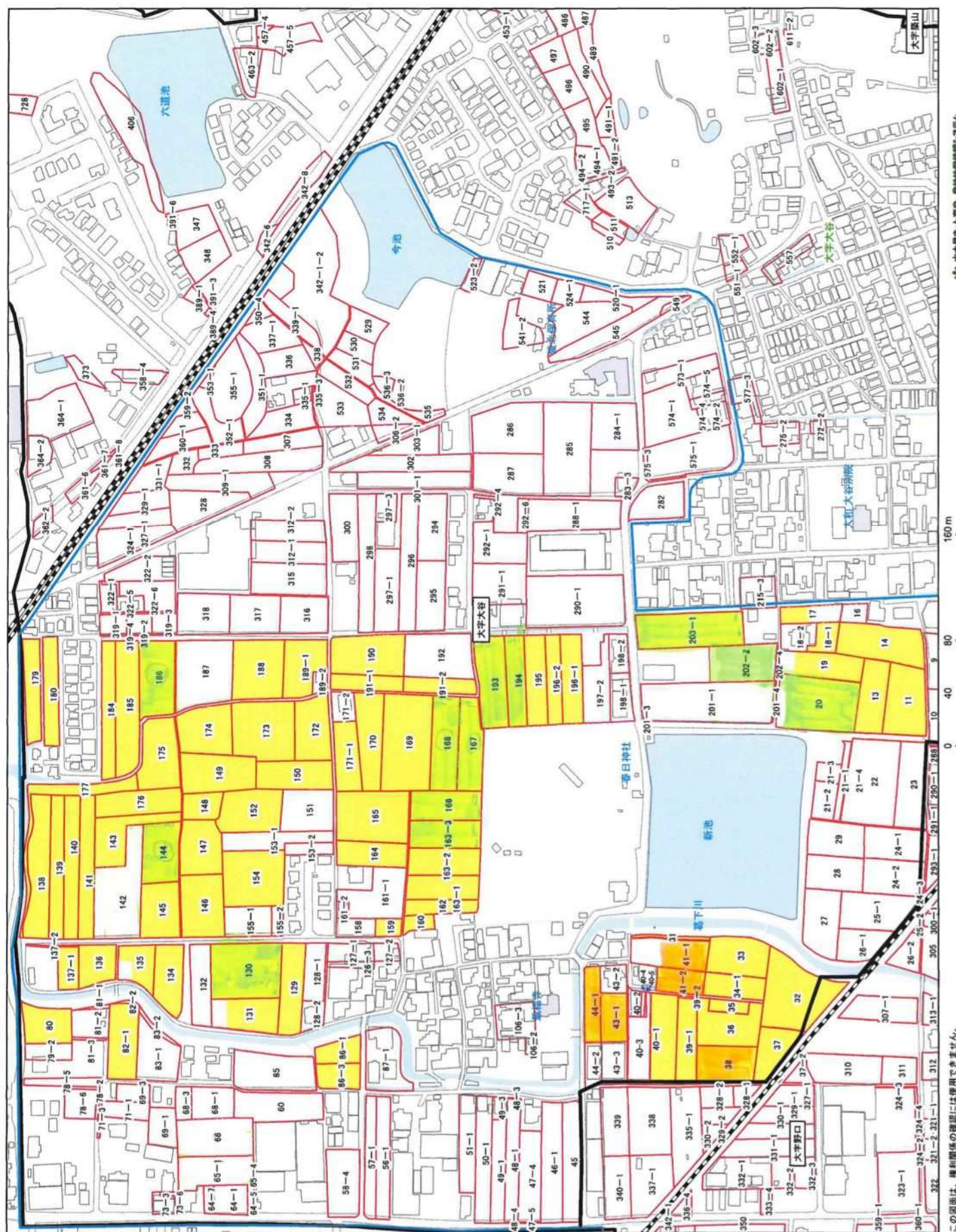
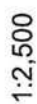
5 目標地図(別添のとおり)

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。



この図面は、権利関係の確認には使用できません。

8. 小島、大島、中島、南島、北島の五つの島がある。各島にはそれぞれ異なる種類の果物が自生している。この五つの島の果物の種類を調べるために、ある人が各島を訪れ、その果物を採取した。その結果、以下の表が得られた。